

4. 緊急特別無利子貸与型奨学金の再募集

【緊急特別無利子貸与型奨学金の推薦について】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりアルバイト収入等が大幅に減少した学生等を対象として、緊急特別無利子貸与型奨学金の再募集を行います。

■ 奨学金概要

- 奨学金名称：「緊急特別無利子貸与型奨学金」
- 第二種奨学金（有利子）制度を活用しつつ利子分を国が補填し、実質無利子（0.0%）にて貸与します。
- 奨学生の選考は、以下の1.（3）に基づき、行います。既に第一種奨学金の貸与を受けている奨学生についても、今回実施する「緊急特別無利子貸与型奨学金」については、併用貸与の基準（人物・学力・家計）ではなく、第二種奨学金（有利子）の基準（人物・学力・家計）による選考を行います。

1. 推薦対象

（1）対象学種

- ・ 大学、短期大学の本科生、専攻科生及び別科生
- ・ 専修学校（専門課程）の本科生及び上級学科生
- ・ 高等専門学校 of 本科生及び専攻科生
- ・ 大学院修士・博士前期課程、専門職大学院（法科大学院を含む。）、博士・博士後期課程及び博士医・歯・薬（4年制）・獣医学課程の学生

（2）対象学年

- ・ 全学年

（3）対象者の要件

以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしていること
※ 家計基準は、本機構で確認します。
- ② 推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと
- ③ 家庭から多額の仕送りを受けていないこと（仕送り額が年間 150 万円以上ではないこと）
- ④ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
- ⑤ 学生等本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少（新型コロナウイルス感染症拡大前より 50%以上減少）したこと

2. 申込期限と提出書類

- ※経済支援係から送付する手続き案内で確認してください。
- ※書類郵送請求期限は12月21日とします。

3. 貸与期間

(1) 貸与始期

令和3年1月（希望月を選択できません）

(2) 貸与終期

令和3年3月までの貸与となります。（令和2年度限りの貸与となります）

4. 貸与金額

	学部、短期大学、 専修学校（専門課程）、 高等専門学校	大学院
緊急特別無利子貸与型奨学金 【貸与月額】	2～12万円（※1） （1万円単位で選択）	5万円、8万円、10万円、 13万円、15万円から選択 （※2）

※ 法科大学院において貸与月額 15 万円を選択した場合に限り、次のとおり増額できます。なお、本奨学金の採用者については、増額分の利率についても無利子（利率 0.0%）となります。

・法科大学院の増額：4万円増額（15万円+4万円＝月額19万円）

7万円増額（15万円+7万円＝月額22万円）

5. その他

(1) 貸与奨学金の返還について

本機構の貸与奨学金は、返還の義務があります。そのため、返還時の負担を考慮した適切な貸与月額を選択する等、学生等が返還義務と返還時の負担の程度を十分自覚したうえで奨学金の申請手続きを行ってください。